

平成 27 年 10 月 27 日
住宅局住宅生産課

マンション等の基礎工事に関する相談体制について

横浜市の分譲マンションにおける基礎ぐいに関する問題を受けて、マンション等の基礎工事にかかる国民の不安を払拭するため、住宅所有者等からの相談に対応する相談体制を整備します。

具体的には、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの電話相談窓口（住まいのダイヤル）を強化し、マンション等の基礎工事及びそれに起因する不具合、修補、マンション建替等に関する相談を受け付けることとします（一級建築士の資格を持った相談員が対応）。

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの相談窓口

電話番号：0570-016-100（PHSや一部のIP電話の場合は、03-3556-5147）

相談時間：10:00～17:00（土日祝日を除く）

ただし、旭化成建材及び旭化成の報告においては、個別の物件が公表されていないことから、この相談窓口では、個々のマンション等が当該調査の対象物件であるかどうかについてはお答えできません。

なお、建設住宅性能評価書が交付された住宅、住宅瑕疵担保責任保険が付された住宅、及び修補や建て替えを具体的に検討している住宅については、弁護士及び建築士の対面による専門家相談を受けることができますので、詳しくは上記の相談窓口にご相談ください。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室長 石和田 二郎

住宅瑕疵担保対策室 課長補佐 坂間 司

電 話：03-5253-8111（内線 39-415、39-441）、03-5253-8942（直通）

F A X：03-5253-1629